ホームヘルパー人材確保対策（ホームヘルパー同行支援）事業費補助金
交付要綱

（通則）

第１条　ホームヘルパー人材確保対策（ホームヘルパー同行支援）事業費補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和 31 年群馬県規則第 68 号。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この補助金は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等（介護保険法（平成９年法律第 123 号、以下「法」という。）の規定に基づく訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。）サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組を実施する事業所を支援することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において「ホームヘルパー」とは、次の各号に定める者をいう。

一　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。）第５条第１項で規定する訪問介護員等

二　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。）第３条の３第１号で規定する訪問介護員等

三　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。）第５条第１項で規定する訪問介護員等

（補助対象）

第４条　この補助金は、事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短い（原則、ホームヘルパーとしての従事経験が１年未満の者をいう。以下同じ。）ホームヘルパーに同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組を交付対象とする。

なお、同行するホームヘルパーは、他方のホームヘルパーと同一事業所の者であるかは問わないものとする。

また、各年度において、交付決定の前に、既に実施済みのものであっても交付対象とする。

２　本補助金の交付対象となる者は、群馬県内に所在する法に基づく訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護のいずれかの指定を受けた介護サービ

ス事業者（以下、「交付対象者」という。）とする。

3　前項の交付対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二　暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三　暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

四　暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

五　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

六　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

七　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

八　暴力団員と密接な交友関係を有する者

4　知事は、必要に応じてこの補助金の交付対象者に該当するか事業所に対し報告を求めることができ、また調査を行うことができる。

（補助金額）

第5条　補助金の額は、第4条第1項に定める取組にかかる実支出額と次に定める補助基準額を比較して少ない方の額とする。

一　中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合

30分未満の同行支援1回につき3,500円

30分以上の同行支援1回につき5,000円

（経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで）

二　中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合

30分未満の同行支援1回につき2,500円

30分以上の同行支援1回につき4,000円

（経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで）

（交付の条件）

第6条　この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一　補助対象事業に係る関係書類の保存については次のとおりとする。

補助対象事業に係る記録等の書類を備え、補助対象事業について証拠書類を整理し、かつ当該記録及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

二　補助事業の遂行において第４条第３項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときには、県に報告し、警察に通報すること。

２　知事は、補助対象事業を行う者が交付決定に付された条件に違反した場合には、この交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部を県に返還させることができる。

３　この事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

（申請手続）

第７条　この補助金の交付の申請は、ホームヘルパー人材確保対策（ホームヘルパー同行支援）事業費補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

一　実施計画書（第２号様式）

二　所要額調書（第３号様式）

三　収支予算書（参考様式１）

四　その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第８条　知事は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第９条　補助事業者は、補助対象事業の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合には、ホームヘルパー人材確保対策（ホームヘルパー同行支援）事業費補助金変更承認申請書（第４号様式）を知事が定める日までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 10 条　補助事業者は、ホームヘルパー人材確保対策（ホームヘルパー同行支援）事業費補助金実績報告書（第５号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに実績の報告を行わなくてはならない。

一　実施報告書（第６号様式）

二　所要額精算書（第７号様式）

三　収支決算書（参考様式２）

四　その他知事が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 11 条　知事は、前条による実績報告を受けたときは、速やかにその内容の審査を行い、適正であると認められたときは、当該事業に係る補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

1　この要綱は、令和７年１０月２１日から施行し、令和７年１０月１日から適用とする。